

令和8年第1回網走市教育委員会会議録

令和8年1月22日（木）午後3時00分 庁舎5階会議室に招集した。

1. 出席者は次のとおりである。

教育委員 佐々木 砂宗 ・ 池田 真哲 ・ 新谷 正樹（欠席：鴻巣 知香子）
教育長 木野村 寧

2. 会議の議案は、次のとおり。

議案第1号 網走市立学校管理規則の一部を改正する規則制定について

【公開】 【原案可決】

議案第2号 網走市立学校における部活動の地域展開に関する方針について

【公開】 【原案可決】

3. 説明のため出席した者は、次のとおり。

学校教育部長 高 橋 善 彦
学校教育課長 里 見 達 也
学校教育課参事 中 野 敏 博

4. 会議の書記は、次のとおり。

学校教育課庶務係長 北 村 正 人

5. 会議の署名委員は、次のとおり。

本日出席委員全員および教育長

木野村教育長

ただいまから令和8年第1回網走市教育委員会を開会いたします。本日の出席委員は、教育委員3名と教育長が出席しております。鴻巣委員からは、欠席と連絡がありました。本日の会議録署名委員の指名ですが、出席されている委員全員と教育長といたします。

次に、令和7年第4回から第6回教育委員会、および令和7年第1回臨時教育委員会会議録につきまして、記載事項に関してご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(「ありません。」と発言)

特になければ、会議録は調製のとおり承認することといたします。それでは本日の議題に入ります。議案第1号「網走市立学校管理規則の一部を改正する規則制定について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いします。

里見学校教育課長

議案書の1ページから2ページをご覧ください。議案第1号「網走市立学校管理規則の一部を改正する規則制定について」ご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。改正の趣旨でございますが、現在、市内小中学校の学年始の休業日につきましては、同規則第31条第1項に基づきまして4月1日から4月5日までと定められており、4月6日以降を始業式や入学式などの授業日としているところでございます。

令和8年度当初は、暦の日並びにより4月4日と5日がそれぞれ土曜日・日曜日の週休日と重複しており、新年度を迎える各学校の準備作業などにおいて支障が生じることが見込まれております。このような状況は今後も想定されること、また道内他市における学年始の休業日の期間の定めなども踏まえまして、この度、同規則の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容ですが、学年始の休業日について、現行の「4月1日から4月5日まで」を「4月1日から4月7日までの間で校長が定める期間」に改めるものでございます。施行年月日につきましては、令和8年4月1日を予定しております。

また、別冊資料といたしまして、今回改正後の規則全文をお示ししておりますので、後ほどご確認いただきたいと存じます。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

木野村教育長

ただいま議案第1号につきまして、提案理由の説明がございました。これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたいと思っております。

(「ありません」との発言)

それではお諮りいたします。
議案第1号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認めまして、原案のとおり決定させていただきます。
続きまして、議案第2号「網走市立学校における部活動の地域展開に関する方針について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

中野学校教育課参事

議案書3ページ、および別冊資料2をご覧ください。議案第2号「網走市立学校における部活動の地域展開に関する方針策定について」ご説明申し上げます。

こちらの指針は、部活動の地域展開に関する網走市としての方針であり、国が示す地域展開の改革実行期間である令和8年度から令和13年度に向けた、網走市の具体的な取り組みとスケジュールを示すものでございます。

部活動の地域展開に関しましては、令和5年度より「網走市部活動地域移行検討協議会」を設置し、検討・協議を進めてまいりました。この方針をもちまして、今年度中に保護者をはじめ関係各所への説明を行い、新年度に合わせて公表することを考えております。

資料の1ページから3ページをご覧ください。まずはじめに「国の動向、北海道における方向性」についてでございます。本市において部活動はこれまで、生徒の心身の成長や自己実現を支える重要な役割を果たしてまいりました。しかし現在、部活動は大きな転換期に直面しております。

1つ目は、少子化による部活動の存続の危機でございます。児童生徒数の急激な減少により、チーム編成が困難な競技や、部員不足で存続が危ぶまれる部が増加しております。このままでは、生徒が希望する活動を選べる環境を維持することができなくなります。

2つ目は、教員の過度な負担の軽減と指導の質の向上についてです。これまで部活動を支えてきた教員の過度な負担を軽減し、学校教育全体の質を維持・向上させながら、持続可能な指導体制を築く必要があります。

続いて国の動向についてですが、国においては少子化や教員の働き方改革を背景に、部活動を学校単位から地域単位へと広げていく大きな方針を打ち出しております。それに伴い、令和4年12月、スポーツ庁と文化庁が共同で新ガイドラインを策定いたしました。これにより、運動部と文化部を一体として地域展開を進めることとなりました。その後、今年

度5月には、令和8年度から13年度までの6年間で3年ごとに「前期」「後期」に分け、改革実行期間として位置づけ、休日の部活動については原則として全ての学校で地域展開の実現を目指すこととされています。

次に、北海道における方向性でございますが、北海道教育委員会では令和5年3月に推進計画を策定しており、今年度より全道全ての市町村で地域展開への着手、推進を目指しています。また北海道では、具体的な支援策として、地域での指導を希望する教員を登録する「指導者バンク」を整備し、市町村へ提供することとしております。

続きまして4ページから5ページをご覧ください。網走市の現状についてご説明いたします。本市の人口は、2025年の32,092人から、2050年までにおよそ34%の減少、人口は21,159人となる見込みでございます。また、中学生数は全体の人口減少よりさらに大幅な減少が見込まれており、2050年には現在のおよそ半分の生徒数になる見通しです。

令和7年度、今年度の網走市立中学校の部活動は、運動部が11種目、文化部が4種目あり、部活動への加入率は69.1%となっております。学校ごとに見ますと、加入率が60%を切る学校もあり、団体競技などでは学校単位でチームを組むことが困難になってきており、一部の種目では、部員の少ない部活同士が合同編成チームで大会等に出場している場合もございます。

続いて6ページをご覧ください。ここでは「地域展開の目的と期待される効果」について記載しております。ここまでの情勢を踏まえ、地域展開においては、これまで学校が主体となってきた部活動を、新たに地域が主体となって展開することで、生徒が将来にわたって活動に継続的に親しむ環境を整えるとともに、地域の資源を有効に活用し、より多様な選択肢の生徒への提供と、教員の過度な負担の軽減を目指しております。

網走市がこの部活動の地域展開で目指す3つの柱といたしましては、子供たちの活動機会の確保と指導の質の向上、教員の過度な負担の軽減、そして地域との連携強化としてございます。また期待される効果としては、生徒にとっては多様な選択肢を確保すること、指導の質を向上させること、教員の過度な負担を軽減することとございます。また、この地域展開により、ゆくゆくは学年等に縛られず、また学校段階にも捉われない、継続的な活動が可能になることも期待されております。

続いて7ページから8ページをご覧ください。これまでと現在の網走市の取り組みについてでございますが、本市においては令和5年度に検討協議会を設置し、地域展開に向けた議論を重ねてまいりました。令和6年2月に実施したアンケートでは、保護者の約4分の3が地域展開に賛成的である一方、子供たちの移動や送迎の負担、月謝などの費用負担が課題として挙げられています。また、地域の少年団やクラブチームへの

アンケートにおいては、指導者の確保、クラブの運営費などの課題はあるものの、回答いただいた方の約半数が、地域展開の受け皿として前向きな協力の意向を示しております。

続いて新年度に向けた取り組みとしましては、「地域クラブ認定制度」の導入を予定しております。こちらの制度は、地域展開の受け皿となる団体を育成・支援することを目的として、一定の要件を満たす団体を認定し、市としてバックアップしようとするものでございます。

主な認定の要件といたしましては、
「部活動の地域の受け皿として、中学生等を対象にスポーツまたは文化芸術活動を行うこと」「網走市立学校における部活動の在り方に関する方針に沿った活動であること」「活動拠点が網走市内であること」「中学生が自由に加入および脱退ができること」「規約、中期・月間・年間等の活動計画、年間の収支予算、役員名簿等を整備していること」「会員から運営に必要な会費等を徴収していること」「営利を目的としないこと」「中体連等の大会へ地域クラブとして参加すること」としております。

また支援内容といたしましては、
「学校施設の利用料および暖房料の免除」「大会参加への補助金の支給」「クラブの運営経費の一部補助」「市公式サイト等での広報支援」等を予定しております。これにより、学校に部活動がない種目の受け皿も含め、生徒の多様な選択肢の確保を図ってまいります。

続いて「広域での連携」についてでございますが、少子化の影響は近隣の町でも同様でございます。単独の自治体で今後すべての種目を維持していくことは大変困難になりつつあります。現在、網走市、斜里町、清里町、小清水町、大空町の1市4町で構成する「東オホーツク定住自立圏」において、課題や解決策について意見交換を行っております。自治体をまたぐ生徒が所属するクラブも増えることが予想されますことから、将来的な連携、サービスの統一などについて、引き続き協議・意見交換をしてまいりたいと考えております。

続いて9ページをご覧ください。ここからが網走市の地域展開にかかる具体的な方針でございます。基本的な考え方・方向性として、受け皿となるクラブの準備が整い次第、移行可能な種目から順次移行を進めてまいります。また、国の示す改革実行期間前期の最終年度である、令和10年度末までに、休日の部活動をすべて地域展開することを目指します。またその過程においても、平日も含めた完全な移行が可能な種目については、協議の上、平日についても合わせて地域展開を進めてまいりたいと考えております。また、令和10年度には部活動の部員募集を停止とし、翌11年度には3年生の引退をもって、平日を含めたすべての部活動を終了すると考えております。

具体的なこのあとの取り組みといたしましては、令和8年度から地域展

開を開始として、地域クラブ認定制度の運用の開始、部活動地域展開コーディネーターの配置、引き続き受け皿となる地域クラブ確保の取り組みを進め、学校と地域クラブの合意形成も進めてまいります。3年後、令和10年度になりますと、休日部活動の終了、部活動の部員の募集の停止、この際には部員数の減少も当然起きますことから、必要に応じて市内複数校での合同部活動もあり得ると考えております。また、この年度末をもってすべての休日部活動を終了といたします。令和11年度には3年生の引退をもって、すべての部活動の終了を予定しています。

次に「地域展開の推進体制」についてですが、令和8年度より地域展開に関わる関係各所との連携調整、指導者および練習場所の確保、クラブ認定制度の運用などを迅速・効率的に進めるための「コーディネーター」の配置を考えており、現在、新年度予算として要求しているところでございます。このコーディネーターと教育委員会、学校が連携し、本取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、この地域展開に関する「先生方の関わり方」についてでございますが、先生方の中には、引き続き地域展開後も指導を続けたいと考える方が一定数いらっしゃるかと伺っております。地域クラブでの指導に際しては、兼職・兼業の許可が必要となりますけれども、網走市では先生方の意志をしっかりと尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように、十分に教員本人の意志を確認し、現校における業務への影響、先生の健康への配慮をした上で許可をしてみたいと考えております。今後、子供たちの活動機会の確保を進める上で、指導者の確保は大変に重要な課題でありますので、教員の皆様にご希望いただけるということは大変ありがたいことであると考えております。また指導者の確保については、現在、市内の高校や大学とも意見交換を進めており、可能な限り子供たちの活動の場を広げてまいりたいと考えております。

続いて「地域展開した場合の家庭の負担」についてですが、地域クラブ活動へ参加する場合、月謝や年会費などの負担が生じることが想定されています。いわゆる受益者負担として、地域クラブが継続して活動していくためには必要な費用でございますが、家庭の経済的負担が過度にならないよう、クラブチームの運営費や各種大会参加費への補助など、支援策を検討・実施してまいります。地域クラブ認定制度においては、クラブの運営経費についても一部を補助することを予定しており、こちらを含め、できる限り家庭の負担を軽減してまいりたいと考えております。

なお、前段ご説明申し上げましたアンケートの結果によりますと、多くの保護者が「月額3,000円程度が上限である」という認識でございました。経済状況によって活動を諦めなければならないということをしてできる限り避けられるよう、配慮してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

木野村教育長

ただいま議案第2号につきまして、提案理由の説明がございました。

ご質問あるいはご意見がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

佐々木委員

説明をいただきありがとうございます。これまでの見通しを伺っていただきましたので理解はしておりますが、実際に地域移行が始まり、受け皿となる地域クラブが中心的な役割を担うようになった際、従来の部活動のように学校単位で処理してきた様々な事柄が、今度は地域クラブ内で処理される形になるかと思えます。しかし、その組織の上には網走市や網走市教育委員会が位置づいていることに変わりはありません。地域移行後も教育委員会がこれまで以上に細かくフォローに回る必要があるのではないかと、あるいは想定以上のサポートが求められるのではないかとという懸念がありますが、そのあたりの想定はどのようになっていますでしょうか。

中野学校教育課参事

地域クラブへのフォローという点でございますが、当然、地域クラブに参加する生徒が怪我をした場合の対応や、大会参加時の引率など、子供たちをしっかりと管理・保護していく責任が生じると考えております。現在、少年団やすでに活動を行っているクラブにおきましても、指導者や引率の方々は、各ご家庭へ十分な説明を行った上で、安全管理を徹底されていると認識しております。

今後は、保険制度の完備も含めまして、教育委員会としても地域クラブと情報を共有してまいります。また、今後はより多くの子供たちがクラブに参加することが想定されますので、指導に当たる人員も増加すると考えております。そうした方々への安全管理に関する研修の案内や、費用の補助につきましても、先ほど申し上げました「地域クラブ認定制度」の中で一部を補助する対象として検討してまいりたいと考えております。

佐々木委員

ありがとうございます。事務的な運営面については、ただいまのご説明で理解しました。しかしながら、実情を伺いますと、教員が部活動の顧問として生徒に接する場合、指導のプロであるため極端な問題に発展することは少ないかと思えます。

一方で、民間の少年団やクラブの指導者の中には、過去の経験に基づいた厳しい指導方法を継続されているケースもあり、保護者からの反発を招いているという話を耳にすることがございます。実際に、昨年未頃にも、少年団の指導者と保護者が対立し、監督が一度辞任されるような事例があったと伺っております。このように、保護者からの意見や要望が非常に強くなっている印象を受けます。かつては指導者に一任する風潮がありましたが、最近では指導者に対する指摘も増えています。

学校の教員に対してであれば保護者も一定の配慮をされるかもしれませんが、地域移行によって一般の指導者になった場合、より強い意見が寄せられる可能性があり、その調整の難しさを懸念しております。地域移行自体には賛成ですが、受け皿となる指導者の方々が負担を感じて辞め

てしまわれるような事態は避けなければなりません。そのため、早い段階から具体的なルール作りを進め、指導者の方々と現実的な課題について意見交換を行い、調整を進める必要があると感じております。今後、事務的な運営に留まらず、こうした実情に踏み込んだフォローもお願いできればと思います。

中野学校教育課参事

貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。先ほどの答弁では主に生徒側の視点に立っておりましたが、佐々木委員からご指摘いただいたとおり、地域クラブの指導者や運営側の皆様に対するフォローや相談体制の整備も非常に重要であると認識いたしました。部活動の受け皿となることで、ご家庭からの多様な意見や要望に対応する負担が増えることも想定されますので、教育委員会としても気軽に相談できる窓口やサポート体制に配慮してまいりたいと考えております。

木野村教育長

ありがとうございます。補足となりますが、佐々木委員のご指摘のとおり、現在の学校現場における部活動であっても同様の課題は少なからず発生しております。地域クラブへの移行に伴い、そうした懸念が増加するのではないかという点につきましては、事務局としても真摯に受け止め、十分にお話を伺ってまいりたいと考えております。

一方で、地域クラブへ移行した後は「学校教育活動」から離れるため、教育委員会が過度に立ち入ることが難しくなる側面もございます。そのため、各クラブ内における適切なルール作りや、保護者の皆様への理解促進が必要不可欠となります。あらかじめクラブの運営者や指導者の皆様と協議を重ねるとともに、市が主催する指導者向けの研修等の企画も検討してまいりたいと考えております。

最終的な運営の責任は各クラブに帰属することになります。部活動と同様にクラブへの加入は「任意」となりますので、基本的には各クラブの裁量に委ねられる部分が大きくなります。

また、いわゆる「勝利至上主義」による指導者と保護者の対立は、現在の部活動でも見られる課題です。地域クラブにおいても同様の懸念はありますが、教育委員会がどの程度指導的な立場で関与すべきかについては、慎重な切り分けが必要です。認定クラブとして資金的な支援を行う条件として、一定の規約を遵守していただくことは可能ですが、学校教育のように教育委員会が直接統括することは難しいため、長期的には地域や市民の皆様の手で主体的に運営していただく姿勢が求められると考えております。

過渡期においては、市が指導者講習を斡旋するなどして、子供たちに適切な指導が行われるよう道筋を立てることは可能ですが、将来的には自立したクラブ運営を目指していただきたいと考えております。他の委員の皆様は、この過渡期における課題についてどのようにお考えでしょうか。

- 新谷委員 地域クラブの認定を行うにあたり、指導者の方々の資質や適性を確認するための面接や審査等に、教育委員会はどのように関与されるのでしょうか。
- 中野学校教育課参事 地域クラブの認定制度におきましては、申請時に指導者の氏名や人数などの情報を提出していただきますが、現時点において、教育委員会が個々の指導者の選考や面接を行うような仕組みや研修体制は想定しておりません。
- 新谷委員 今後配置される予定の「コーディネーター」の具体的な役割について伺いたいのですが、適切な指導者の配置やクラブの適正運営に対する助言なども、コーディネーターの業務に含まれるのでしょうか。
- 中野学校教育課参事 コーディネーターの主な役割といたしましては、地域移行の過渡期において、学校の部活動と地域クラブの練習場所の調整や、各競技団体との合意形成などの調整業務を想定しております。委員がご指摘されたような指導者の選考や管理までを直接行うことは現在考えておらず、あくまで各クラブの自治において指導者を確保していただく方針です。ただし、現場の課題については随時ヒアリングを行い、連携してまいりたいと考えております。
- 木野村教育長 つまり、コーディネーターは地域への円滑な移行をサポートするための調整役であり、指導者個人の資質向上や具体的な指導内容にまで関与するものではない、という理解でよろしいですね。
- 指導者の確保や資質は非常に重要であり、佐々木委員のご指摘にも通じる部分があります。基本的には地域に根差した方々や保護者の方が指導を担うケースが多くなると思いますが、トラブルが発生した際の責任の所在や選任については、基本的にはクラブの自律的な判断に委ねる、という確認でよろしいですか。
- 中野学校教育課参事 おっしゃる通りでございます。今後、保護者の皆様への説明を進める中で、「部活動の地域展開」を従来の部活動の単なる延長線として捉え、学校と同様の手厚い統括を市に求められることは予想されますし、そのお考えも理解できます。
- しかしながら、教員による従来の部活動の維持が困難であるという背景から進めている改革でございますので、最終的には地域のクラブと保護者、子供たちの間で主体的に運営される取り組みへと移行していくこととなります。もちろん、移行初期にすべてを委ねるわけではございませんが、教育委員会が関与すべき部分と、クラブに一任すべき部分を明確に分けながら、必要な相談支援を行ってまいりたいと考えております。
- 木野村教育長 競技の質を高めるための厳しい指導はあるかもしれませんが、体罰や不適切な指導があってはなりません。勝利を目指しつつも、子供たちの豊

かな人間性を育む活動であってほしいと考えます。勝利至上主義に偏り、一部の生徒を排除するような形ではなく、すべての子供たちが持続的に親しめるクラブが理想です。教育委員会としても、そのような方向性への働きかけは継続してまいりたいと思います。

新谷委員 質問ですが、基本方針としては、資料5ページにある既存の部活動の種目を、前期・後期のステップを踏んで将来的にすべて地域展開していくという考え方でよろしいでしょうか。

中野学校教育課参事 はい、既存の部活動の種目につきましては、可能な限り地域への移行を図りたいと考えており、受け皿となる団体の確保に向けて協議を進めております。また、既存の種目に限らず、現在中学校にない新しいスポーツや文化活動であっても、中学生を対象に新たに組み込んでいただける団体があれば歓迎いたします。

新谷委員 ありがとうございます。他自治体の事例の「むつ活」では、野外活動やダンス、ボードゲームなど多彩な選択肢があり、掛け持ちや入退部も自由で、生徒が自主的に楽しめるスタンスが非常に魅力的だと感じております。その中には、適切な指導者のもとで優れた実績を上げるクラブもあれば、純粋に活動を楽しむクラブもあり、多様性が担保されています。網走市においても、単に既存の部活を民間に委ねるというだけでなく、「地域で新しい活動ができる魅力的な機会」として保護者や子供たちに提示することが成功の鍵ではないかと考えます。新規種目の受け入れも含め、魅力的な見せ方を工夫していただければと思います。

また、認定要件について「中学生を対象とする」とありますが、現在小学校で実施されている活動については、今後も学校のクラブ活動として継続されるのでしょうか。

中野学校教育課参事 むつ活に関する貴重なご意見、ありがとうございます。広報や周知の方法につきましては、コーディネーターとともに今後さらに検討を進めてまいります。民間への単なる移行ではなく、地域全体で多様な活動を支える新しい仕組みとして魅力を伝えられるよう、いただいたご意見を参考にさせていただきます。

なお、小学校のタグラグビーやブラスバンド等につきましては、現在も学校の経営計画に位置づけられた正規のクラブ活動でございますので、新年度以降も引き続き学校主体で継続される見込みでございます。

新谷委員 承知いたしました。展開スケジュールについて確認ですが、令和10年度の4月からは新たな部員募集を停止する計画となっております。つまり、その時点の1年生は部活動には加入せず、2・3年生のみで活動することになり、部員不足の際は他校との合同チームを組むことになるかと思えます。逆算すると、令和8年度および9年度中に既存の種目の受け皿を確保しておかなければ、令和10年度以降の活動に大きな支障が生じる可能性があります。この「2年間」という猶予期間の重要性について、

地域やクラブとも危機感を共有していく必要があるのではないのでしょうか。

木野村教育長

委員ご指摘のとおり、2年間という期間の厳しさを市民や関係団体と共有することは極めて重要です。受け皿がなければ活動自体が縮小せざるを得ないという現実を直視し、地域全体で考えていく必要があります。国の指針に基づき、当面は改革実行期間の前期を一つの区切りとして進めてまいります。この3年間で既存の11種目すべての受け皿を確保し、円滑な移行を完了することが理想でございます。

また、地域移行が完了した学校と、部活動が残り教員への負担が継続する学校との間で、学内組織や人事面での不公平感が生じることも避けるべき課題です。その観点からも、計画的な移行を推進していきたいと考えております。

新谷委員

例えば、現在部活動を担当されている教員の皆様が主体となって、地域クラブの母体を新たに設立することは制度的に可能なのでしょうか。

中野学校教育課参事

兼職・兼業の許可を得て、移行後も指導を希望される教員はいらっしゃいます。しかしながら、教員には定期的な人事異動が伴うため、教員のみでクラブを構成した場合、継続的なクラブ運営が困難になるリスクがございます。指導者としての関与は大変ありがたいことですが、クラブの持続可能性を考慮いたしますと、やはり地域の方々に運営の軸を担っていただくことが望ましいと考えております。

木野村教育長

教員が既存の地域クラブに所属することは可能ですが、教員個人の集まりとして活動を行う場合、万が一の事故の際の責任の所在や規約の有無など、組織としての脆弱性が課題となります。学校から部活動が廃止された後、誰がどのような責任のもとで運営するのかという点を明確にするためにも、確固たる地域組織への移行が必要となります。

新谷委員

生徒のニーズと教員の指導意欲があっても、地域に受け皿がない場合、最終的には活動を断念せざるを得ないというのが現状の厳しい見通しでしょうか。

中野学校教育課参事

非常に心苦しい部分ではございますが、すべての既存種目を確実に地域展開できるという保証は現時点では難しいのが実情です。そのため、先ほど新谷委員からのご提案があったように、既存の種目に捉われず、新たな活動の可能性を広げることで、全体としての子供たちの活動機会を補完・確保できるよう最善を尽くしてまいりたいと考えております。

木野村教育長

ありがとうございます。学校、教員、地域クラブの間での十分な協議が今後ますます重要になります。その他、ご意見等はございませんか。

佐々木委員

対象が中学生であることは理解いたしました。現在、中学生向けのカテゴリーが存在しない種目、例えば、野球における軟式チームや、バスケットボールなどについての対応や、地域の少年団等に市の職員がプライベートで指導者として関わっている場合の、地域移行後の職員の扱いについて、公務としての扱いになるのか、民間としての扱いになるのか伺えますでしょうか。

中野学校教育課参事

市の職員がプライベートで指導を行っている場合、現在は勤務時間外や休暇を利用した個人の活動として認識しております。今後、地域展開が本格化した場合におきましても、現時点では職員の職務義務免除等の特別な特例ルールは想定していないため、基本的には従来どおりプライベートの範疇での関わり方になる見込みです。

高橋学校教育部長

補足いたします。中学生のカテゴリーがない種目につきましては、昨年よりサッカー、バスケットボール、野球などの関係団体と、U-15カテゴリーの受け皿新設について協議を重ねてまいりました。

現在、野球に関してはすでに軟式のクラブチームが設立されております。また、バスケットボールにつきましても、ミニバスの指導者の方々を中心に、中学生向けの男女チームの設立に向けて動いております。

サッカーに関しては、市内のクラブチームと連携し、勝利至上主義に偏らない新たな中学生向けチームの設置を相談している段階です。このように、文化部を除いた運動部に関しては、既存種目の多くで地域展開の目処が立ちつつある状況です。今後も多様な角度から子供たちの活動の場を広げてまいります。

木野村教育長

少年団の対象年齢を15歳まで拡大していただく、あるいは近隣自治体のように新たな中学生向けのクラブを創設するなど、様々な手法で子供たちの受け皿を確保していきたいと思っております。また、市の職員の活用につきましては、本職の職務との兼ね合いや責任の所在など、簡単な課題ではございませんが、持続可能な体制に向けて内部協議を含め慎重に検討していく必要があると考えております。

それでは、その他に特段ご質問等がないようございましたら、お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認め、原案のとおり決定させていただきます。

以上で本日の案件につきましては全て終了いたしました。その他、案件以外で何かございますか。

(「ありません」との発言)

それでは、以上をもちまして本日の教育委員会を閉会させていただきます。

す。

【午後3時57分 閉会】